

2 耐用年数の整備

〔改正の内容〕

減価償却資産のうち、次に掲げる設備（機械及び装置）が耐用年数省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に特掲され、併せて耐用年数が次のように改正されました。

番 号	設 備 の 種 類	耐用年数
173 (旧番号 172)	半導体用フォトリソ製造設備	5 年 (改正前 8 年)
268 の 2 (旧番号 268)	フラットパネルディスプレイ又は フラットパネル用フィルム材料製造設備	5 年 (改正前 10 年)

〔適用時期等〕

改正の内容は、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正耐用年数省令附則④）。

3 資本的支出の取得価額に関する規定の整備

〔制度の概要〕

法人が、その有する減価償却資産について資本的支出（次に掲げる金額をいいます。）を行った場合には、その資本的支出の金額は、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入せず、その減価償却資産の取得価額に加算することとされています（旧法令 55、132）。

イ その支出する金額のうち、その支出により、その資産の取得の時ににおいてその資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

ロ その支出する金額のうち、その支出により、その資産の取得の時ににおいてその資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおけるその資産の価額を増加させる部分に対応する金額

〔改正の内容〕

(1) 資本的支出の取得価額の原則

既存の減価償却資産に対して資本的支出を行った場合、その資本的支出は、その支出金額を固有の取得価額として、既存の減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとされ、その種類と耐用年数に応じて償却を行うこととされました。なお、既存の減価償却資産本体については、この資本的支出を行った後においても、現に採用されている償却方法により、償却を継続して行うこととなります（法令 55①）。

(2) 資本的支出の取得価額の特例

イ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合

資本的支出を行った事業年度において、従来どおり、資本的支出の対象資産である既存の減価償却資産の取得価額に、この資本的支出の金額を加算することができます（法令 55②）。

この加算を行った場合は、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた既存の減価償却資産の種類、耐用年数及び償却方法に基づいて、加算を行った資本的支出部分も含めた減価償却資産全体の償却を行っていきます（法令 55②）。

（注）一旦、減価償却資産全体に対して、当該事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌事業年度以後において、その資本的支出を新たに取得をしたものとして償却する方法は採用できません（法令 55②）。

ロ 定率法を採用している既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合

資本的支出の対象資産である既存の減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）と、(1)により資本的支出について新たに取得したものとされた減価償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）

について定率法を採用しているときは、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時ににおいて、旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（法令55④）。

この場合は、翌事業年度開始の日を取得日として、「旧減価償却資産」の種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

（注）一旦、減価償却資産全体に対して、翌事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌々事業年度以後において、資本的支出について新たに取得をしたものとして償却する方法は採用できません。

ハ 同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合

同一事業年度内に複数回支出した資本的支出について定率法を採用し、かつ、個々の資本的支出について上記ロの適用を受けないときは、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時ににおいて、その資本的支出のうち種類及び耐用年数を同じくするもののその開始の時の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（法令55⑤）。

この場合は、翌事業年度開始の日を取得日として、既存の減価償却資産と同じくする種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

（注）既存の減価償却資産と合算する資本的支出の組み合わせ、又は合算する資本的支出同士の組み合わせは選択的に行うことができますが、一旦、減価償却資産又は他の資本的支出と合算した資本的支出については、翌々事業年度以後において、他の合算の組み合わせに変更することはできません。

〔適用時期等〕

改正の内容は、原則として、平成19年4月1日以後に支出を行う資本的支出に適用されます（改正法令附則11①②）。

4 その他

○ その他減価償却制度に関する規定について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 評価換え等が行われた場合の減価償却資産の償却の方法（法令48の2②、改正法令附則11①②） （法令48の2③④、改正法令附則11①②）	○ 定率法を採用している減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、従前と同様に、その評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（その評価換え等が期中評価換え等である場合には、その期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）の償却限度額の計算においては、取得価額から控除される「既償却額」にその減額された金額を含めて計算することとされました。 ○ 生産高比例法又はリース期間定額法を採用している減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合についても、従前と同様の措置が講じられています。	平19.4.1以後に取得をするものについて、適用されます。 平19.4.1以後に取得をするもの（リース資産にあっては、平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係るもの）について、適用されます。
(2) 適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法（法令48の3）	○ 適格分社型分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人（以下「分割法人等」といいます。）から移転を受けた減価償却資産又は他の者から特別の法律に基づく承継を受けた減価償却資産については、その分割法人等又は他の者がその減価償却資産の取得をした日においてその移転又は承継を受けた法人により取得されたものとみなして、法令第48条及び第48条の2（減価償却資産の償却の方法）の規定を適用することとされました。	—
(3) リース賃貸資産の償却の方法の特例（法令49の2①～③⑤）	○ 改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（国外リース資産を除きます。以下「リース賃貸資産」といいます。）については、賃貸人において、旧リース期間定額法（次の算式により計算した金額を償却限度額として償却する方法をいいます。）を選定することができることとされました。 （注）「改正前リース取引」とは、旧法令第136条の3第1項（リース取引に係る所得の計算）に規定するリース取引（資産の賃貸借取引以外の取引とされるものを除きます。）をいいます。以下同じ。	平20.4.1以後に終了する事業年度から適用されます。

	(算式) $\text{旧リース期間定額法の償却限度額} = \text{リース賃貸資産の改定取得価額} \times \frac{\text{その事業年度における改定リース期間の月数}}{\text{改定リース期間の月数}}$ (注)1 「改定取得価額」とは、旧リース期間定額法の適用を受ける最初の事業年度の期首帳簿価額（取得価額から既償却額の累積額を控除した額）から残価保証額（注2参照）を控除した金額をいいます。 2 「残価保証額」とは、リース期間終了の時にそのリース賃貸資産の処分価額が改正前リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を賃借人等が賃貸人に支払うこととされている場合におけるその保証額をいいます。 3 「改定リース期間」とは、リース賃貸資産のリース期間のうち旧リース期間定額法を適用する最初の事業年度開始の日以後の期間をいいます。 ○ 上記の適用を受けようとする法人は、旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限までに、所定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。 ○ 旧リース期間定額法の適用を受けているリース賃貸資産につき評価換え等が行われたことにより、その帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、所要の調整を行うこととされました。	
(法令49の2②、法規11の2) (法令49の2④⑤、法規11の2)		同 上 同 上
(4) 減価償却資産の償却の方法の変更手続 (法令52①、法規15、改正法令附則11③)	○ 2以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが、事業所又は船舶ごとに償却方法を選定しようとする時の手続が明確化されました。 償却方法の選定に当たっては、その新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、所定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。ただし、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度において、確定申告書の提出期限までに所定の事項を記載した届出書の提出をしたときは、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなされることとされました。	—
(5) リース資産に対する資本的支出の特例 (法令55③、改正法令附則11①②)	○ リース資産（所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産をいいます。）に対する資本的支出を行ったときは、新たに取得したものとされる減価償却資産（資本的支出）は、リース資産に該当するものとされ、その支出をした日から既存のリース資産のリース期間の終了の日までを新たに取得したものとされる減価償却資産（資本的支出）のリース期間として、償却限度額の計算を行うこととされました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係るリース資産について、適用されます。
(6) 定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率 (耐用年数省令5②、改正耐用年数省令附則②③) (耐用年数省令5③、改正耐用年数省令附則②③)	○ 事業年度が1年に満たない場合における定額法又は定率法の償却率は、その減価償却資産の耐用年数に対応する耐用年数省令別表第十に定めるそれぞれの償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除したものによることとされました。 ○ 調整前償却額が償却保証額に満たない場合で、かつ、法人の事業年度が1年に満たないときに適用される改定償却率は、耐用年数に対応する耐用年数省令別表第十に定める改定償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除したものによることとされました。	平19.4.1以後に取得をするものについて、適用されます。 同 上